

第 5 号 (通巻第 699 号)
製作・発行
大分県商工労働部労政福祉課

県労政福祉課
調査結果概要①

平成21年労働福祉等実態調査

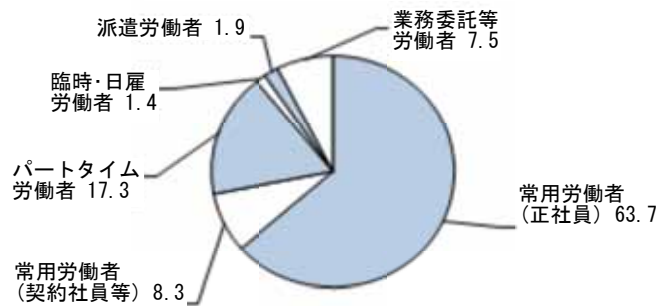
詳細は、ホームページ「おいたの労働」統計・調査のページをご覧ください。
<http://www.pref.oita.jp/14530/tokei/index.html>

大分県では、県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、毎年6月30日現在で労働福祉等に関する調査を行っています。

このほど、平成21年の労働福祉等実態調査結果がまとまりました。

- 1 調査期日 平成21年6月30日現在
 - 2 調査対象 1,000事業所
 - 3 有効回答 709事業所
 - 4 有効回答率 70.9%
- ※ この調査は、産業・規模別に一定の方法による抽出調査のため、回答事業所が過去の年度の事業所とは一致しません。したがって、この調査結果を他の調査結果や時系列比較をする場合には注意を要します。

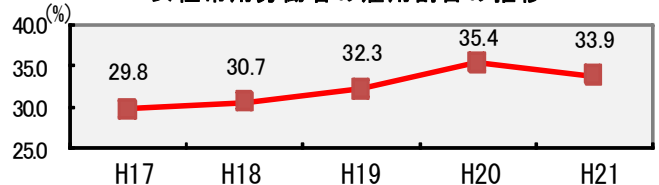
雇用形態別労働者数の割合 (%)



また、女性労働者の就業状況では、全労働者に占める「女性労働者」の割合は45.4%で、前年調査より4.3ポイント増加しています。

一方、全常用労働者に占める「女性常用労働者」の割合は33.9%で、前年調査よりも1.5ポイント減少しています。

女性常用労働者の雇用割合の推移



1 雇用状況

常用労働者の割合が減少し、常用以外の労働者の割合が増加

労働者の割合を雇用形態別にみると「常用労働者」が71.9%(前年75.4%)、「常用以外の労働者」が28.1%(同24.6%)となっています。

男女別にそれぞれの「常用労働者」の割合をみると、男性では87.0%、女性では53.7%となっています。

また、「常用労働者」を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が96.4%と最も高く、「卸売・小売業」が46.6%と最も低くなっています。

2 労働時間

年間総実労働時間と、所定外労働時間は共に増加

年間総実労働時間の事業所平均は2,151時間(前年2,133時間)、所定外労働時間は159時間(同145時間)と、どちらも前年より増加しています。

目次

- 大分県労政福祉課 各種調査結果概要報告
 - ①平成21年労働福祉等実態調査 P1~P2
 - ②平成21年労働組合基礎調査 P3
 - ③平成21年年末一時金要求・回答妥結状況 P4

- 労働トピックス P4
- 労務管理アドバイス P5
- 県内の動き P6
- 労委だより P6
- 主要労働経済指標 P7
- 労働相談の窓口 P8

3 休日休暇制度

年次有給休暇の取得は減少

繰り越し分を除く、年次有給休暇の「平均新規付与日数」は15.5日(前年17.1日)、「平均取得日数」は7.2日(同8.3日)、「平均取得率」は46.5%(同48.5%)となっており、いずれも前年より減少しています。

4 育児休業制度

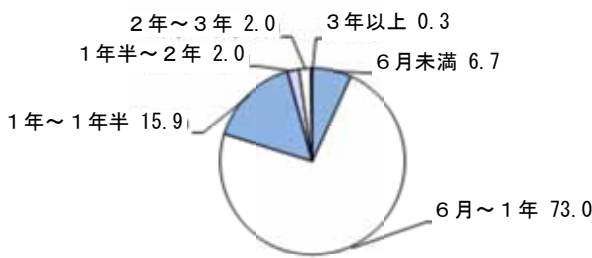
育児休業の取得割合は、女性が88.0%、男性が0.3%

最近1年間の育児休業対象者のうち、「育休を取得した者」は女性が88.0%、男性が0.3%となっており、「出産を機に退職した者」は女性が8.0%となっています。

女性の育児休業の利用期間は「6か月以上1年未満」が73.0%と最も高く、前年調査より2.1ポイント増加しています。

育休制度の規定がある事業所は全回答の68.3%(前年69.3%)で、企業規模が大きくなるほど規定率が高くなっています。

育児休業制度の利用期間(女性)(%)



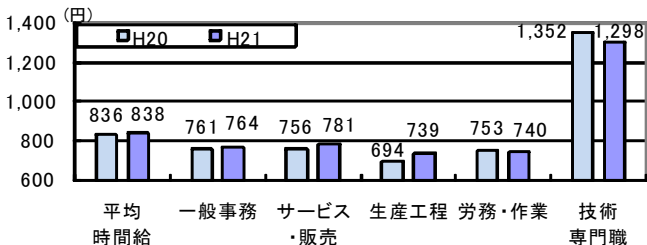
5 パートタイム労働者

パートタイム労働者の割合は増加

回答があった事業所の全労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合は17.3%(前年12.9%)で、パートタイム労働者を雇用している事業所の割合は55.0%(同54.8%)と、前年より増加しています。

パートタイム労働者の平均時間給は838円(同836円)で、前年より増加しています。

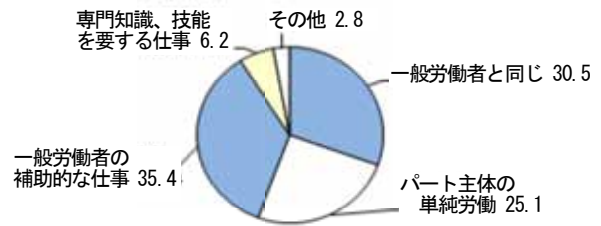
パートタイム労働者の平均時間給



また、今回の調査では3年ごとの特定調査項目として、パートタイム労働者に関する詳細な調査を実施しました。その主な調査項目では、パートタイム労働者の主な仕事内容については、「パート主体の単純労働」、「一般労働者の補助」の合計が60.5%に対し、「一般労働者と同じ」は30.5%でした。

パートタイム労働者の雇用期間では、「定めがない」40.5%に対し「全員一律に定めがある」は31.8%で、その内訳は「6か月超1年以内」が最も多く62.9%となっています。

パートタイム労働者の主な仕事内容(%)



6 派遣労働者

派遣労働者の割合は減少

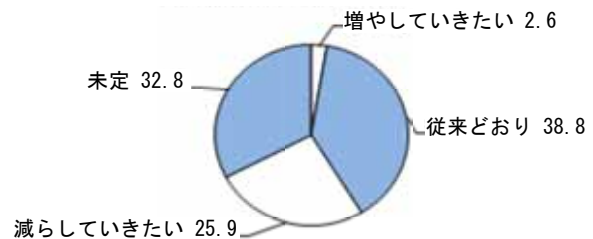
回答があった事業所の全労働者数に占める派遣労働者数の割合は1.9%(前年4.9%)となっており、前年より減少しています。

1時間当りの平均派遣料単価は1,551円(同1,683円)と前年を132円下回っています。

派遣労働者の主な雇用理由をみると、「雇用調整が容易」が38.8%と最も多く、次いで「人件費が割安」34.5%となっています。

今後の派遣労働者の受け入れ予定は、「減らしていきたい」25.9%に対して、「増やしていきたい」は2.6%となっています。

今後の派遣労働者の受け入れ予定(%)

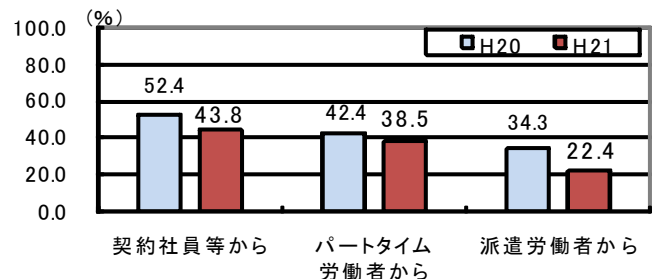


7 正社員への登用制度

正社員への登用制度がある事業所の割合は減少

各職種ごとに正社員への登用制度がある事業所の割合をみると、「契約社員等から」が43.8%(前年52.4%)、「パートタイム労働者から」が38.5%(同42.4%)、「派遣労働者から」が22.4%(同34.3%)となっており、いずれも前年を下回っています。

正社員への登用制度がある事業所の割合



◎担当 大分県商工労働部労政福祉課労働相談・啓発班
電話：097-506-3354

県労政福祉課
調査結果概要②

平成21年労働組合基礎調査

詳細は、ホームページ「おおいたの労働」統計・調査のページをご覧ください。
http://www.pref.oita.jp/14530/tokei/index.html

厚生労働省では、我が国の労働組合の組織状況を明らかにするため、毎年6月30日現在で全国一斉に労働組合に関する調査を行っています。

このほど、平成21年の大分県の労働組合基礎調査の結果がまとまりました。(組合員数には非単位を含みます。)

1 労働組合数

組合数は、536組合
(前年より17組合の減少)

組合数は、減少傾向が続いています。組合数の構成比をみると、運輸業、郵便業が17.5%(94組合)で最も高く、以下、製造業の15.3%(82組合)、教育・学習支援業の11.0%(59組合)の順となっています。

2 労働組合員数

組合員数は、80,405人
(前年より1,348人の増加)

組合員数は、平成5年以降減少していましたが、今年は17年ぶりに増加に転じました。

増加した主な要因は、製造業で組合員が1,551人増加したことによるものです。

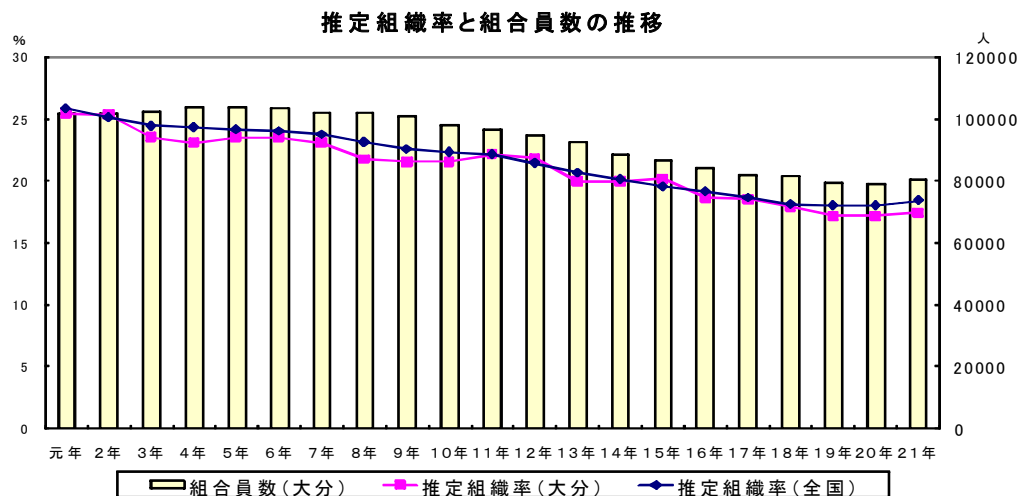
組合員数の構成比をみると、製造業が23.4%(17,832人)で最も高く、以下、公務が18.5%(14,078人)、教育・学習支援業が11.0%(8,366人)の順となっています。

3 推定組織率

推定組織率は、17.5% [概算値]
(前年より0.3ポイントの増加)

県内の組合員数80,405人を平成20年の雇用労働者数(平成21年の雇用労働者数が不明のため)460,246人除すと、推定組織率は17.5%(概算値)となり、前年より0.3ポイント増加しました。

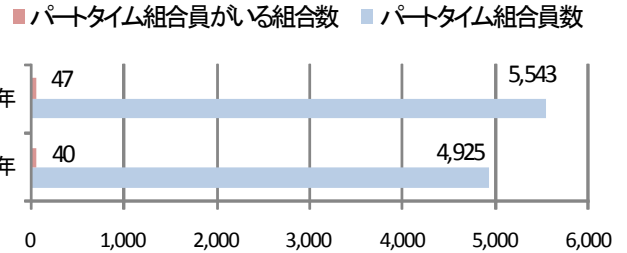
県内の推定組織率は、昭和63年以降低下傾向を示していましたが、今年は微増しました。



4 パートタイム労働者数

パートタイム労働者を組合員として有する組合は、47組合で前年に比べ7組合増加しました。

また、パートタイム組合員数は5,543人で、前年に比べ618人(前年比12.5%)増加し、全組合員数に占めるパートタイム組合員の割合は7.3%で、前年に比べ0.7ポイント増加しています。

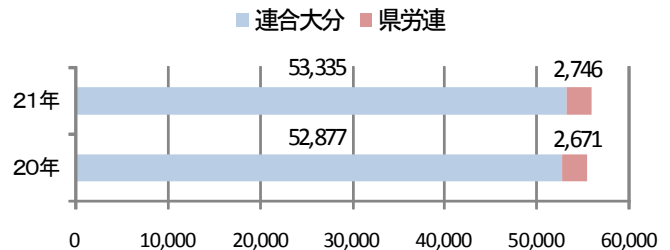


5 県内上部団体の状況

連合大分は53,335人(前年比458人増)
大分県労連は2,746人(前年比75人増)

連合大分の組合員が、県内の全組合員数に占める割合は66.3%となり、前年に比べ0.6ポイント減少しました。

また、大分県労連の組合員が、県内の全組合員数に占める割合は3.4%となり、前年と変わりませんでした。



県労政福祉課 調査結果概要③

平成21年年末一時金要求・回答・妥結状況

詳細は、ホームページ「おおいたの労働」統計・調査のページをご覧ください。
<http://www.pref.oita.jp/14530/tokei/index.html>

大分県では、県内の労働組合における賃上げや夏季・年末一時金に関わる交渉状況の調査を行っています。このほど、平成21年年末一時金の要求・回答・妥結状況の調査結果がまとまりました。

1 概況

12月25日現在、調査対象181事業所のうち要求を把握できたのは150事業所で、全体の82.87%であり、要求を把握できた150事業所はすべて妥結済みです。

2 要求状況

(1) 要求を把握できた150事業所の平均要求額は612,779円、月数では2.31月分となっています。

そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で78,613円下回り、月数では0.27月分下回っています。

(2) 業種別要求額で最も高いのは「電気・ガス業」の898,795円で、以下「運輸業、郵便業のうちその他」871,325円、「製造業のうち鉄鋼、非鉄」785,311円となっています。

一方、最も低いのは「卸売業、小売業」の372,654円で、以下「運輸業、郵便業のうちバス」400,480円、「製造業のうち繊維工業」454,123円となっています。

3 妥結状況

(1) 妥結した150事業所の平均妥結額は548,416円、月数では2.04月分となっています。

そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で96,104円下回り、月数では0.36月分下回っています。

(2) 業種別妥結額で最も高いのは「電気・ガス業」の861,042円で、以下「製造業のうち鉄鋼、非鉄」767,275円、「運輸業、郵便業のうちその他」722,370円となっています。

一方、最も低いのは「製造業のうち繊維工業」の209,153円で、以下「運輸業、郵便業のうちバス」235,029円、「卸売業、小売業」270,542円となっています。

(3) 業種別妥結月数で最も高いのは「電気・ガス業」の2.84月分で、以下「製造業のうち鉄鋼、非鉄」2.63月分、「運輸業、郵便業のうちその他」2.41月分となっています。

一方、最も低いのは「製造業のうち繊維工業」の0.83月分で、以下「卸売業、小売業」1.04月分、「運輸業、郵便業のうちバス」1.31月分となっています。

(4) 企業(従業員)規模別の妥結額(月数)

従業員「1,000人以上」594,907円(2.09月分)、「300～999人」457,332円(1.98月分)、「100～299人」484,439円(2.01月分)、「99人以下」349,905円(1.59月分)となっています。

(5) 妥結額の分布状況

最も件数が多いのは「40～50万円」及び「50～60万円」が、それぞれ28件(18.67%)であり、ついで「30～40万円」及び「60～70万円」が、それぞれ24件(16.00%)となっています。

(6) 妥結時期

妥結時期をみると、75.34%の事業所が11月までに妥結しています。

企業規模別にみると、従業員「1,000人以上」の事業所の7割以上が10月までに、「300～999人」の事業所の8割以上、「100～299人」の事業所の7割以上及び「99人以下」の事業所の6割弱が11月までに妥結しています。

労働トピックス

仕事と家庭の両立支援セミナーを開催

大分県と(財)21世紀職業財団大分事務所は、平成21年12月10日に臼杵市の県臼杵総合庁舎において、平成21年度仕事と家庭の両立支援普及促進セミナーを開催しました。

今年度3回目となる当セミナーでは、特定社会保険労務士の西村慶治氏から「企業にメリット大！ワーク・ライフ・バランス」と題して講演を行い、続いて大分市役所勤務の篠原俊幸氏から「オトコの育児ー子どもがボクを変えた日ー」と題して父親として育児休業を取得した際の事例発表を行いました。



西村慶治氏



篠原俊幸氏



【執筆】
社会保険労務士
轟 憲人
(轟社会保険
労務士事務所)

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

～就業規則の不利益変更について～

非常に厳しい経済情勢の中、会社は存続のため、働いている労働者の方々の労働条件を引き下げざるを得ないという場面が多くなってきています。

そこで、今回は、会社や働く人にとって重要な規則である就業規則の変更についてご説明いたします。

就業規則の変更は、労働基準法（以下、労基法と言います）にその手続きについて、労働者の意見書を添付して労働基準監督署へ届け出ることが規定されています。

では、届出さえすればどんな変更でも認められたかというところではなく、判例の中で積み上げられた就業規則の変更ルールがありました。

そのルールが改めて明文化されたものが、平成20年施行の労働契約法（以下、労契法と言います）第9、10条です。条文を簡略化すると以下のとおりです。

ア. 合意の原則（労働条件の不利益変更は、一方的にはできないこと。）

イ. 就業規則の変更により、労働条件が変更されるためには、

- ①変更後の就業規則を周知すること
- ②就業規則の変更が合理的であること

イ-①は、例えば、会社の見やすい場所へ掲示するか労働者であればいつでも見られるように備え付けておく、または、就業規則を労働者に交付するなどによって満

たされます。

問題は、イ-②の「合理的である」ということです。

この「合理的である」という言葉はよく判例などでも出てきますが、それを判断するのはなかなか一筋縄ではいかないことが多いのです。

合理的であるか否かの判断要素として労契法10条に例として規定されているのは、

- ①労働者の不利益の程度
 - ②労働条件変更の必要性
 - ③変更内容の相当性
 - ④労働組合等との交渉の状況
 - ⑤その他就業規則の変更に係る事情に照らして、
- 判断されるとなっています。

「合理的」という言葉が抽象的なので、判断要素も一言でデジタルに〇×が判断できないのは仕方がないのかもしれませんが難しいですね。

例えば、①ですが就業規則の変更で賃金下がるといような場合、月額1万円の賃下げだったら〇で月額3万円だったら×だとか客観的な基準としては言えないからです。

②、③についても同様に、経営状況がどの程度悪いのでこれだけの労働条件の引下げが必要という基準は、それぞれの事案によって様々な要素を総合的に判断されることとなります。

④は比較的わかりやすく、労使の話し合いを重視しますということです。

例えば、就業規則の変更に関する説明会を実施する、あるいは変更案を提示して従業員からアンケートを取った上で労使それぞれの代表者が話し合うなどを行うことが実務上は必要と言えます。会社の

経営状況から労働条件を変更せざるを得ないということを、労働者にしっかりと説明し理解を得なければならぬとされています。

今回は、就業規則の変更を行う上での注意点についてご説明いたしましたが、経営者の皆様や総務担当の方にこれだけは明確に言えるのは、就業規則（労働条件）の変更は「慎重の上にも慎重を重ねて」やらなければならないということです。

私見ですが、「会社を存続させる」=「多くの人の雇用を守る」という意味である限りは、労働条件の不利益変更はやむを得ない場合があると考えています。

だからこそ、④の話し合いこそが最も重要なのではないかと考えています。労使が対等な立場で話し合いを行う中で、様々な条件折衝や歩み寄り、労働者の会社の経営状況に関する理解が深まっていけば労使双方にとってよりよい就業環境を生み出すことができると考えられるからです。

お互い双方の立場を理解した上での約束事の変更であれば、裁判や紛争となることはほとんどないと思っています。



◆TOPIX◆ 県内の動き

▶ 全国おやじサミット in大分

11月22日と23日の二日間、大分市コンパルホールなどの会場において、全国おやじサミットが開催されました。

大分県開催が第7回となるこのサミットは、特定非営利活動法人「おやじ日本」が呼びかけ、地域における子育てに奮闘する父親が、交流しながら情報交換を行うために毎年開催されるものです。

サミットでは、シンポジウムや分科会のほか、おやじが臨時講師となった公開授業などが行われました。



▶ 県、大分労働局 新規高卒者求人要請

11月30日、大分県と大分労働局は、高校生の平成22年卒業予定者の求人数や就職内定率の大幅な減少を受けて、新規採用枠や追加求人枠の確保について、各経営者団体に要請を行いました。

経営者団体では、大分県経営者協会、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会の専務理事や大分経済同友会の事務局長が出席し、それぞれの団体に米田健三県商工労働部長から要請書を手渡しました。

また同時に、障がいのある若者の積極的な雇用についても要請を行いました。



(経営者協会大塚専務理事に手渡す米田部長)

▶ 県経営者協会 新年互礼会

1月5日、大分県経営者協会(幸重綱二会長)の平成22年新年互礼会が、大分市の大分東洋ホテルで開催されました。

互礼会には、来賓の広瀬勝貞大分県知事、小澤龍二大分労働局長、嶋崎龍生連合大会長や、経営者協会の会員など約120人が出席しました。

幸重会長は「経済情勢は大変厳しいが、雇用の確保が最重点である。そのため、労使で課題や目標を共有し、それに向けての労使交渉を行っていくことが大事である」と挨拶し



(幸重会長)

ました。

来賓として、広瀬勝貞大分県知事、続いて、小澤龍二大分労働局長、嶋崎龍生連合大会長があいさつした後、懇談に移り、出席者の親睦を深めました。

▶ 連合大分 新春懇談会

1月7日、日本労働組合総連合会大分県連合会(嶋崎龍生会長)の新春懇談会が、大分市の大分県労働福祉会館ソレイユで開催されました。

懇談会には、来賓の広瀬勝貞大分県知事、小澤龍二大分労働局長、幸(嶋崎会長)



重綱二大分県経営者協会会長や、連合大分傘下の労働役員など約150人が出席しました。

嶋崎会長は、「連合結成から20年を経過したが発展途上であり、今後も組織拡大をめざす。7月の参院選では推薦議員全員の当選をめざす。」と挨拶しました。

来賓として、広瀬知事が「景気の回復と雇用確保、子育て満足度日本一、社会資本の整備について取組を強化したい」と挨拶し、続いて、小澤龍二大分労働局長、幸重綱二大分県経営者協会会長が挨拶した後、懇談に移りました。最後に、嶋崎龍生連合大会長による団結ガンバローで締めくくりました。

労委だより

大分県労働委員会事務局

平成21年11月～12月の概況

◎ 審査事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
不当労働行為事件	0	1	0	1
労働組合資格審査	1	0	1	0

◎ 調整事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	1	1	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎ 個別労働関係紛争関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	0	0	0

◎ 会議の開催

11月10日 第1443回定例総会 12月 8日 第661回公益委員会議
 12月 8日 第1444回定例総会 12月22日 第1445回定例総会

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働実時間(時間)		所定内労働実時間(時間)		所定外労働実時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
18年平均	384,401	330,200	302,746	265,343	81,655	64,857	153.5	158.7	140.6	144.9	12.9	13.8
19年平均	377,731	316,296	299,782	256,612	77,949	59,684	154.2	157.8	140.8	144.8	13.4	13.0
20年平均	379,497	315,010	300,694	256,327	78,803	58,683	153.0	156.9	140.1	144.5	12.9	12.4
20年10月	306,109	258,453	300,807	256,172	5,302	2,281	157.2	161.6	144.4	149.4	12.8	12.2
11月	326,431	272,864	299,510	256,045	26,921	16,819	152.0	153.7	139.5	142.4	12.5	11.3
12月	715,290	591,269	297,992	254,118	417,298	337,151	149.7	153.3	137.8	142.4	11.9	10.9
21年1月	297,734	249,481	288,055	245,442	9,729	4,039	139.7	147.3	129.0	136.8	10.7	10.5
2月	292,957	248,968	289,008	248,418	3,949	550	143.5	148.6	133.4	138.4	10.1	10.2
3月	301,623	259,075	288,010	252,992	13,613	6,083	145.3	155.8	135.0	144.8	10.3	11.0
4月	299,064	260,995	290,619	253,081	8,445	7,914	152.4	160.5	141.7	148.4	10.7	12.1
5月	296,908	253,182	285,894	251,364	11,014	1,818	140.4	147.3	130.2	137.1	10.2	10.2
6月	513,651	477,233	287,970	256,560	225,681	220,673	152.6	159.9	142.3	150.4	10.3	9.5
7月	405,749	327,947	288,002	247,095	117,747	80,852	154.7	160.9	143.9	150.1	10.8	10.8
8月	299,397	254,535	287,510	247,815	11,887	6,720	144.5	154.1	133.9	141.8	10.9	12.3
9月	293,436	247,819	287,977	246,927	5,459	892	147.1	155.3	136.0	141.5	11.1	13.8
10月	295,889	250,015	289,525	248,149	6,364	1,866	149.7	156.7	138.0	143.1	11.7	13.6
11月	311,172		289,405		21,767		149.7		137.9		11.8	

資料出所 (全国) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)17年=100		鉱工業生産指数(季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
18年平均	1.56	1.42	1.06	0.99	100.3	100.3	104.5	106.9	320,231	324,910
19年平均	1.52	1.48	1.04	1.03	100.3	100.3	107.4	112.1	323,459	309,661
20年平均	1.25	1.21	0.88	0.86	101.7	101.7	103.8		324,929	326,678
20年10月	1.11	0.99	0.80	0.75	102.6	102.8	102.3	106.1	313,544	314,172
11月	1.05	0.89	0.76	0.67	101.7	102.0	93.6	95.1	310,146	316,847
12月	1.05	0.90	0.73	0.63	101.3	101.7	84.4	78.9	365,435	414,849
21年1月	0.92	0.80	0.67	0.57	100.7	101.3	75.8	73.0	321,732	358,868
2月	0.77	0.76	0.59	0.53	100.4	101.1	69.5	71.8	295,494	331,899
3月	0.76	0.86	0.52	0.51	100.7	101.2	70.6	78.4	344,643	337,670
4月	0.77	0.85	0.46	0.49	100.8	101.4	74.8	84.1	344,514	303,695
5月	0.75	0.84	0.44	0.48	100.6	101.6	79.1	88.6	317,195	263,929
6月	0.76	0.82	0.43	0.46	100.4	101.4	80.9	95.3	299,439	259,794
7月	0.77	0.83	0.42	0.46	100.1	101.1	82.6	93.8	316,623	263,392
8月	0.76	0.77	0.42	0.44	100.4	101.6	83.9	95.9	318,067	309,196
9月	0.79	0.80	0.43	0.45	100.4	101.2	85.7	101.4	301,796	247,025
10月	0.78	0.85	0.44	0.47	100.0	101.1	86.1	103.5	306,399	265,776
11月	0.80	0.78	0.45	0.43	99.8	100.8	88.0		303,564	347,830

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) ●*は速報値・空欄は未公表

●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

大分県労働委員会『悩まず どんとこい労働相談週間』

大分県労働委員会では、労使間トラブルについての相談を無料でお受けします。

1 期 間

平成22年2月15日(月)～2月21日(日)

2 受付時間

平日 9時～20時(来所は18時30分まで受付)
 土日 9時～17時(来所は17時まで受付)

3 相談の方法

(1) 電話相談

097-536-3650 (相談ダイヤル)
 097-506-5241
 097-506-5251

(2) 来所相談

労働委員会の相談室 (県庁舎本館7階)
 大分市大手町3丁目1番1号

(3) F A X 相 談

097-506-1788

4 問合せ先

大分県労働委員会事務局 097-506-5241

賃金、残業、退職、解雇など仕事、職場の悩み、トラブルは、まずご相談ください

大分県労政・相談情報センター

相談専用電話 フリーダイヤル **0120-601-540**

携帯・公衆電話用 **097-532-3040**

月～金曜日の毎日8:30～17:15

(祝日、年末年始を除く)

大分市大手町3-1-1 県庁舎本館1F

労働問題全般の相談を受付けます

相談は来所または電話です

予約は不要、相談料は無料です

県職員が直接相談を受けますので秘密厳守です

非正規雇用問題の専用ダイヤルも開設しています。

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話 097-506-3351

受付時間は労働相談と同じです。

県下各地での無料相談会もご利用ください。

★特別巡回労働相談★

県内各地で毎月1回 午後1時15分～午後4時15分
弁護士や社会保険労務士の直接相談

1月29日(金)

大分市 大分文化会館

2月16日(火)

別府市 ニューライフプラザ

3月12日(金)

大分市 大分文化会館

★労働なんでも相談★

県内各地で毎月1回 午前11時～午後3時
県職員の直接相談

2月10日(水)

日出町 県日出総合庁舎

3月9日(火)

豊後大野市 県豊後大野総合庁舎

「Web労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501大分市大手町3-1-1

TEL097-506-3354/FAX097-506-1827

E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



「Web労働おいた」

Ohttp://www.pref.oita.jp/14530/rodooita/index.html

「おいたの労働」

Ohttp://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/